

# 業務改善助成金の運用見直し内容

(例) A県B事業所

A県の地域別最低賃金 平成27年度：696円 ➡ 平成28年度(仮定)：717円(+21円)

B事業所の事業場内最低賃金：700円

(9月1日公示、10月1日発効) ※都道府県によって異なる

9月1日(公示日)～9月30日(発効日前日)までに賃金を引き上げた場合

